

財政状況等一覧表（平成20年度決算）

団体名 西海市

標準収支差額等 A	普通交付税額 B	臨時財政対策 債発行可能額C	標準財政規模 A+B+C
3,796	8,088	558	12,442

1. 一般会計等の財政状況

会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	他会計等からの繰入金	地方債現在高	備考
一般会計	20,612	19,736	876	371	151	26,280	
一般会計等	20,612	19,736	876	371		26,280	

※「一般会計等」の数値は、各会計間の繰入・繰出などを控除(純計)したものであることから、各会計間の合計額と一致しない項目がある。

2. 公営企業会計等の財政状況

会計名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等繰入見込額	備考
国民健康保険特別会計	4,743	4,625	118	118	326	33	3	
介護保険特別会計	3,072	2,942	130	130	422	3	-	
後期高齢者医療特別会計	306	303	3	3	121	-	-	
老人保健特別会計	576	576	0	0	49	-	-	
特別養護老人ホーム 大崎やすらぎ特別会計	237	221	16	16	-	25	-	
水道事業会計	221	183	38	245	8	866	-	法適用企業
工業用水道事業会計	79	64	15	253	-	196	-	法適用企業
病院事業会計	611	598	13	266	277	131	101	法適用企業
簡易水道事業特別会計	1,084	1,062	22	23	272	4,387	2,343	
下水道事業特別会計	2,344	2,321	23	19	895	9,518	9,157	
交通船特別会計	120	114	6	6	47	85	32	
宅地開発事業特別会計	2	2	-	41	1	-	-	
公営企業会計等 計				1,120		15,244	11,636	

(注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法の全部又は一部を適用する公営企業である。
2. 法適用企業会計以外の特別会計については「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「形式収支」を表示している。
3. 「資金剰余額/不足額(実質収支)」は、地方公共団体財政健全化法に基づくものであり、資金不足額がある場合には負数(△～)で表示している。
4. 「左のうち一般会計等繰入見込額」は、企業債(地方債)現在高のうち将来負担比率に算入される部分の金額である。

3. 関係する一部事務組合等の財政状況

一部事務組合等名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等負担見込額	備考
外海地区衛生施設組合	133	122	11	11	-	-	-	
長崎県市町村総合事務組合	17,200	17,108	92	92	1,114	0	0	
長崎県市町村総合事務組合 (市町村金融管理事業)	45	37	8	8	0	0	0	
佐世保地域広域市町村圏組合 (一般会計)	14	9	5	5	0	-	-	
佐世保地域広域市町村圏組合 (地方拠点基金事業特別会計)	105	14	91	91	0	-	-	
長崎県後期高齢者広域連合 (普通会計)	1,403	1,390	13	13	104	-	-	
長崎県後期高齢者広域連合 (後期高齢者医療事業会計)	160,146	158,312	1,834	467	1,185	-	-	
一部事務組合等 計				687		0	0	

4. 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

地方公社・第三セクター等名	経常損益	純資産又は 正味財産	当該団体から の出資金	当該団体から の補助金	当該団体から の貸付金	当該団体からの 債務保証に 係る債務残高	当該団体からの 損失補償に 係る債務残高	一般会計等 負担見込額	備考
財団法人西海市農業振興公社	0	27	25	10	-	-	-	-	
長崎大島醸造株式会社	39	427	76	-	0	-	-	-	
株式会社大島町中央商店街振興公社	4	25	8	-	73	-	-	-	
崎戸商船株式会社	△7	△101	2	1	0	-	-	-	
長崎県林業公社	△2	71	0	-	2	-	237	24	
地方公社・第三セクター等 計			111	11	75	0	237	24	

(注) 損益計算書を作成していない社団・財団法人は「経常損益」の欄に当期正味財産増減額を表示している。

5. 充当可能基金の状況

充当可能基金名	平成19年度 決算 A	平成20年度 決算 B	差引 B-A
財政調整基金	1,484	1,833	349
減債基金	1,532	1,537	5
その他充当可能基金	3,438	3,943	505
充当可能基金 計	6,454	7,313	859

(注) 「充当可能基金」とは、基金のうち地方債の償還等に充当可能な現金、預金、国債、地方債等の合計額をいい、貸付金及び不動産等を含まない。

6. 財政指標の状況

財政指標名	平成19年度 決算 A	平成20年度 決算 B	差引 B-A	早期健全化 基準	財政再生 基準	資金不足比率 (公営企業会計名)	平成19年度 決算 A	平成20年度 決算 B	差引 B-A
実質赤字比率	3.86	2.98	△ 0.88	△ 13.01	△ 20.00	水道事業会計	-	-	-
連結実質赤字比率	11.37	11.97	0.60	△ 18.01	△ 40.00	工業用水道事業会計	-	-	-
実質公債費比率	16.1	15.5	△ 0.6	25.0	35.0	病院事業会計	-	-	-
将来負担比率	107.7	88.6	△ 19.1	350.0		簡易水道事業特別会計	-	-	-
財政力指数	0.34	0.34	0.0			下水道事業特別会計	-	-	-
経常収支比率	96.3	87.4	△ 8.9			交通船特別会計	-	-	-
						宅地開発事業特別会計	-	-	-

(注) 1. 「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「資金不足比率」は負数(△～)で表示している。
2. 「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」は、収支が黒字の場合には便宜的に当該黒字の比率を正数で表示している。
3. 早期健全化基準に相当する「資金不足比率」の「経営健全化基準」は、公営競技を除き、一律△20%である(公営競技は0%)。
4. 「早期健全化基準」及び「財政再生基準」は平成20年度決算における基準である。